

広島市安芸区選挙管理委員会告示第4号
令和7年5月8日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により
準用する同法第28条の4第7項の規定により、令和6年度における在外
選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市安芸区選挙管理委員会
委員長 荒井 秀 則